

平成29年9月19日

保護者 様

大阪市立墨江丘中学校
校長 渡邊 雅彦

就学援助費の支給について（一般申請分）

平素は本校教育活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

本年度の就学援助費(一般申請分)の審査結果につきましては、すでに教育委員会よりお手元に届いていることと存じます。認定された方につきましては、下記のとおり支給を予定していますのでお知らせいたします。

なお、今後は変更のある場合を除き支給通知はおこないませんので、この通知を保管してください。

記

1. 年間支給額および支給日程（予定）

単位 円

区分	支給予定 日	学校教材費 生徒費相当額		学校給食費	入学準備 学用品費	修学旅行費	一泊移住 活動費	スポーツ振興 センター掛金
1回目	12/5 (火)	1年	9,700	給食選択の方 4～7月分半額	47,400 以内		5,096	免除
		2年	8,500	給食選択の方 4～7月分半額				免除
		3年	14,500	給食選択の方 4～7月分半額		46,250		免除

* 生徒費相当額の合計額は平成29年度の生徒費決算額になります。予算額（＝支給額）との差額は教育委員会へ戻入しますので、年度末返金はありません。

* 一泊移住・修学旅行に不参加の場合、支給されません。（キャンセル料金は支給されます）

* 入学準備学用品費の領収書が47,400円に満たない場合は、領収書の金額となります。

* 生活保護世帯の方は、特定疾病にかかる医療費と3年の修学旅行費のみが支給対象となります。

* 給食費については、4～7月分の納付額（学校給食費額決定通知書に記載の金額）の半額が支給されます。9月分以降は納付額が半額に変更されています。（8月分の設定はありません）

* 9月19日現在認定保留中の方で、10月末までに認定された場合、同じ日程・金額での支給となります。別途通知をおこないませんので、この通知を保管してください。

2. 支給方法

☆ 学校徴収金の振替口座（ゆうちょ銀行）または口座振替申出書で申請された口座に振込みます。

☆ 現金での支給の方は、別途文書にてご連絡します。

☆ 学校徴収金・学校給食費の未納がある場合は就学援助費から充当します。ご了承ください。

3. その他

ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

※ 制度・内容について 学校経営管理センター 就学援助担当 TEL06-6575-5654

※ 支給日・支給金額について 墨江丘中学校 事務室 TEL06-6674-0470

※ 医療券について 墨江丘中学校 保健室 TEL06-6674-3612